（様式第１（第３条関係））
（別紙２）

建設特定技能受入に係る宣誓書

当特定技能所属機関は、以下の１から８について事実と相違ないことを宣誓する。

１．１号特定技能外国人に対し、同等の技能を有する日本人が従事する場合と同等額以上の報酬を安定的に支払い、技能の習熟に応じて昇給を行うこと。

２．１号特定技能外国人に対し、特定技能雇用契約を締結するまでの間に、当該契約に係る重要事項について、当該外国人が十分に理解することができる言語で書面を交付して説明すること。

３．１号特定技能外国人に従事させる業務について、事前に業務内容を説明し、１号特定技能外国人が当該業務に従事することを理解・納得したうえで従事させること。
「平成31年3月28日付け基発0328第28号・厚生労働省労働基準局長通知」記２に記載された事項に係る、高所からの墜落・転落災害、機械設備、車両系建設機械等によるはさまれ・巻き込まれ等のおそれのある業務、化学物質、石綿、電離放射線等にばく露するおそれのある業務や夏季期間における屋外作業等の暑熱環境における作業などの危険又は有害な業務に特定技能外国人を従事させる可能性がある場合、「雇用契約に係る重要事項事前説明書」の「その他の事項」欄に明記のうえ、健康上のリスクとその予防策について具体的かつ丁寧に説明を行い、当該外国人から理解・納得を得ていること。

４．１号特定技能外国人の受入れを開始し、若しくは終了したとき又は当該外国人が特定技能雇用契約に基づく活動を継続することが困難となったときは、国土交通大臣に報告を行うこと。

５．１号特定技能外国人を建設キャリアアップシステムに登録すること。

６．１号特定技能外国人が従事する建設工事において、当特定技能所属機関が下請負人である場合には、元請業者の指導に従うこと。

７．１号特定技能外国人に対し、受け入れた後において、国土交通大臣が指定する講習又は研修を受講させること。

８．国土交通大臣及び告示第七条に規定する適正就労監理機関が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。

特定技能所属機関名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
所在地　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
電話番号　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
代表者　役職・氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（様式第１（第３条関係））
（別紙３）

年　　月　　日

１号特定技能外国人受入リスト

１　特定技能所属機関に関する事項
特定技能所属機関名：

２　１号特定技能外国人に関する事項

	１号特定技能外国人	１号特定技能外国人	１号特定技能外国人
①建設キャリアアップシステム（CCUS）技能者ＩＤ			
②氏名			
③生年月日			
④性別			
⑤国籍			
⑥業務区分			
⑦CCUS に登録した職種（大分類）			
⑧CCUS に登録した職種（小分類）			
⑨受入予定年月日			
⑩試験合格/試験免除区分			
⑪終了した建設分野育成就労の区分			
⑫修了した建設分野技能実習の職種及び作業			
⑬合格した技能試験			
⑭合格した日本語試験			

※　*４名以上受け入れる場合、必要に応じて別紙とする等対応すること。*
※　*対象外の項目については「−」とすること。*

３　１号特定技能外国人の報酬額に関する事項
基本賃金、諸手当、昇給、賞与、退職金等の１号特定技能外国人の報酬額に関する事項は、「雇用契約に係る重要事項事前説明書」に記載のとおり。